

福岡市公報

令和8年3月31日 号外第4号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 条	次— 例	ページ
○福岡市市税条例等の一部改正（第42号）		1

条	例
---	---

福岡市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第42号

福岡市市税条例等の一部を改正する条例

(福岡市市税条例の一部改正)

第1条 福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第9条中「の種別割」を削る。

第11条中「、第59条の4第1項」を削り、「第5号から第7号まで」を「第4号から第6号まで」に、「から第4号まで」を「及び第3号」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第59条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 巡回診療又は患者輸送の用に供するもの

第59条第1項に次の2号を加える。

(4) 救護資材の運搬の用に供するもの

(5) その他前各号に準じる軽自動車等で市長が認めるもの

第59条第2項を削る。

第59条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第59条の3から第59条の6までを削る。

第60条（見出しを含む。）及び第61条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第62条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第

3 項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第63条の見出し及び第64条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条第1項本文中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項ただし書中「第443条第3項本文」を「第443条第2項本文」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第31条の2から附則第31条の5までを削る。

附則第32条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」及び「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例の一部改正）
第2条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和33年福岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条（見出しを含む。）、第3条（見出しを含む。）、第4条（見出しを含む。）及び第5条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

（福岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第10項及び附則第11項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する適用区分）

2 第1条の規定による改正後の福岡市市税条例、第2条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例及び第3条の規定による改正後の福岡市市税条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。